

令和5年度 社会福祉法人・社会福祉法人が運営する社会福祉施設の指導監査結果

2 文書指導事項の概要

(2) 社会福祉法人が運営する社会福祉施設
ア 障害者支援施設等

法人名	施設名	事業種別	指導監査 種 別	指導監年月日	文書指摘事項の内容	改善状況
(福)いちもく会	いちもくガーデン カムイ	共同生活援助	実地指導	令和5年7月28日	・ 人員が欠如（不足）している期間があったので、人員配置を組織的に確認できる体制を整えること。 ・ 人員欠如減算の対象期間に係り、過誤調整を行うこと。 ・ 利用者から支払いを受けることができる費用について、適切に精算を行うこと。 ・ 身体拘束の適正化のための委員会及び虐待防止委員会を適切に開催すること。	改善済
		短期入所	実地指導	令和5年7月28日	・ 身体拘束の適正化のための委員会及び虐待防止委員会を適切に開催すること。	改善済
	障害者多機能型 施設カルミア	生活介護	実地指導	令和5年8月25日	・ 人員が欠如（不足）している期間があったので、人員配置を組織的に確認できる体制を整えること。 ・ 非常災害計画を策定すること。 ・ 身体拘束の適正化のための委員会及び虐待防止委員会を適切に開催すること。 ・ 算定要件を満たしていることが確認できない加算について、過誤調整すること。	改善済
	障害者多機能型 施設カルミア神居	就労継続支援 B型	実地指導	令和5年8月25日	・ 非常災害計画を策定すること。 ・ 身体拘束の適正化のための委員会及び虐待防止委員会を適切に開催すること。 ・ 算定要件を満たしていることが確認できない加算について、過誤調整すること。 ・ 取り崩すべき要件に該当することから、就労支援事業会計の積立金を取り崩すこと。	改善済
(福)鷹栖共生会	みらい (Mirai)	生活介護 就労継続支援 B型	実地指導	令和5年8月24日	・ 就労支援事業会計において、積立金の積立要件を満たしていないことから、積み立てるのではなく、工賃として支払うこと。	改善済
	びあふる 岩山	生活介護	実地指導	令和5年9月29日	・ 就労支援事業会計において、積立金の積立要件を満たしていないことから、積み立てるのではなく、工賃として支払うこと。	改善済
(福)旭川ねむの き会	児童発達支援 センターねむのき	児童発達支援 放課後等デ ィサービス 保育所等訪問 支援	実地指導	令和5年9月11日	・ 非常災害計画を策定すること。 ・ 利用者から支払いを受けることができる費用について、適切に精算を行うこと。 ・ 算定要件を満たしていることが確認できない加算について、過誤調整を行うこと。 ・ 個別支援計画未作成減算を適用する期間について、過誤調整を行うこと。	改善済
	ねむのき神居	就労移行支援 就労継続支援 B型	実地指導	令和5年9月13日	・ 個別支援計画未作成減算を適用する期間について、過誤調整を行うこと。	改善済
	ねむのき福祉 センター	就労継続支援 B型	実地指導	令和5年9月14日	・ 勤務実績を毎月作成すること。	改善済
	ねむのきグループ ホーム	共同生活援助	実地指導	令和5年9月15日	・ 個別支援計画を適正に作成すること。 ・ 算定要件を満たしていることが確認できない加算について、過誤調整すること。	改善済
	ねむのきワーク センター	生活介護 就労継続支援 B型	実地指導	令和5年10月4日	・ 個別支援計画を適正に作成すること。 ・ 算定要件を満たしていることが確認できない加算について、過誤調整すること。 ・ 利用者から支払いを受けることができる日用品費、その他の日常生活費について、適切に精算を行うこと。	改善済
(福)旭川泉会	森のいすみ でいクラブⅡ	放課後等デ ィサービス	実地指導	令和5年12月6日	・ 算定要件を満たしていることが確認できない加算について、過誤調整すること。	改善済
(福)旭川育成会	やすらぎ園	生活介護 施設入所支援	実地指導	令和5年12月7日	・ 算定要件を満たしていることが確認できない加算について、過誤調整すること。	改善済
(福)あかしあ 労働福祉セ ンター	あかしあ障害者 総合相談支援セ ンター	就労継続支援 B型	実地指導	令和6年2月8日	・ 施設外就労について、体制を整えること。	改善済

イ 老人福祉法・介護保険法関連施設等

法人名	施設名	事業種別	指導監査 種 別	指導監年月日	文書指摘事項の内容	改善状況
(福)慶友会	特別養護老人ホーム 養生の杜カムイ	介護老人福祉 施設	運営指導	令和6年1月15日	勤務表を確認したところ、管理者の勤務時間数や兼務している従業者のそれぞれの職種での勤務時間が把握できなかった。 勤務表については、施設（事業所）ごとに、原則として、月ごとに作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。	改善済
		特別養護老人 ホーム				
	地域密着型特別養護 老人ホーム 養生の杜カムイ	地域密着型 介護老人福祉 施設入所者 生活介護	運営指導	令和6年1月15日	勤務表を確認したところ、管理者の勤務時間数や兼務している従業者のそれぞれの職種での勤務時間が把握できなかった。 勤務表については、施設（事業所）ごとに、原則として、月ごとに作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。	改善済
		特別養護老人 ホーム				
	デイサービス センターほたる	通所介護	運営指導	令和6年1月16日	利用者の短期目標に応じて、おおむね1か月ごとに利用者の短期目標と達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行うこと。	改善済
(福)旭川小泉 福祉会	指定居宅介護支援 事業所旭川のなか園	居宅介護支援	運営指導	令和5年8月3日	事業所内で、運営規程の概要が掲示されていなかったため、速やかに掲示すること。	改善済
(福)旭川聖会	リバーサイドデイ サービスセンター	通所介護	運営指導	令和5年6月23日	- 通所介護計画を作成する際には、確実にアセスメントを実施し、その記録を整備すること。 - 介護職員等ベースアップ等支援加算の賃金改善の内容の根拠に係り、当該事業所の給与規程等が見直されていなかったため、早急に見直すとともに、その内容を職員に周知すること。	改善済
	リバーサイド 居宅介護支援事業所	居宅介護支援	運営指導	令和5年8月9日	- 訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを居宅サービス計画に位置付けた場合は、意見を求めた主治医に当該居宅サービス計画を交付し、その記録を残すこと。 - 運営規程に「利用料その他の費用の額」を入れること。	改善済
(福)旭川光風会	旭川大成ヘルパー ステーション	訪問介護	運営指導	令和5年7月6日	- 令和5年6月の訪問介護員の員数について、常勤換算で2.5人に足りていなかったため、速やかに人員配置基準を満たすよう対策を講じること。 - 令和5年6月の勤務形態一覧表に記載されていた訪問介護員の資格者証が「同行援護従業者養成研修」のみであった。 当該職員は、障がいサービスのみに従事しているため、訪問介護員に含めないこと。	改善済
	旭光園	特定施設 入居者 生活介護	運営指導	令和5年9月21日	- 利用者数が30人を超えない指定特定施設入居者生活介護事業では、看護職員が常勤換算で1人以上必要であるが、令和5年8月の勤務実績によれば、1人以上配置されていなかった。 人員基準を満たしていないことから、令和5年9月から改善が認められた月までの間、利用者全員について、所定単位数の100分の30に相当する単位数を減算し、過誤調整を行うこと。 - サービス提供体制加算の算定要件は、人員基準欠如に該当しないことであるため、人員基準欠如が確認された令和5年8月から人員基準欠如が継続している月までの間、当該加算について過誤調整を行うこと。	改善済
(福)楽生会	デイサービス センターあかり	通所介護	運営指導	令和5年7月6日	令和5年2月に個別機能訓練加算を1回分算定していた利用者について、個別機能訓練が令和4年12月で終了し、令和5年1月以降は個別機能訓練計画を作成しておらず、当該加算の算定要件を満たしていないので、過誤調整を行うこと。 また、他に同様の事例がないか確認し、同様の事例があった場合は、同じく過誤調整等の必要な措置を行うこと。	改善済
(福)東旭川宏 生会	ケアハウスフォルテ	特定施設 入居者 生活介護	運営指導	令和6年1月30日	- 令和3年4月以降、生活相談員が常勤換算で1人以上配置されていなかったため、利用者数が常勤換算で100人又はその端数を増すごとに1人以上配置すること。 - 個別機能訓練加算の人員要件について、常勤専従の機能訓練指導員が配置されていなかったため、個別機能訓練加算を算定する場合は、常勤専従の機能訓練指導員を1人以上配置して行うこと。 また、令和4、5年度の期間、個別機能訓練加算を過誤調整するとともに、他に同様の事例がないか確認し、同様の事例があった場合は、同じく過誤調整等の必要な措置を行うこと。	改善済